令和６年度 シガリズムコンテンツ創出事業業務委託仕様書

１.委託業務名

委託業務名称：令和６年度 シガリズムコンテンツ創出事業業務委託

委託者：公益社団法人びわこビジターズビューロー 会長 川戸 良幸

（以下、委託者という）

２.事業の目的

　滋賀ならではのコンテンツ「シガリズム体験」コンテンツを新たに造成し、その商品の販売をWEB等で開始することにより、本県の観光の魅力を広く国内外に発信することで、本県への観光誘客に資することを目的とする。

　また、造成した「シガリズム体験」の申込み等につながるような旅マエプロモーション、および「シガリズム体験」を提供する施設等（特に宿泊施設）において「シガリズム体験」の予約につながるような旅ナカプロモーションを実施することで、「シガリズム体験」の販売額を伸ばすことを目的とする。

【シガリズムについて】

　観光地を単に巡るだけでなく、滋賀の自然に触れ、滋賀に暮らす人々と出会い、交流することで、ゆっくりていねいに暮らしてきた滋賀の時間の流れ、暮らしに息づく生活文化、営み、歴史、伝統などを、より深く体験・体感し、心のリズムを整えることができる新たなツーリズムを「シガリズム」として推進します。

　 「シガリズム」の推進にあたっては、特に以下の３つのことを大切にします。

------------------------------------------------------------------------------------

①ゆっくり、ていねいに暮らしてきた滋賀の時間の流れや暮らしのリズム（滋賀のリズム）を大切にします。

②県民の環境意識や三方よし、忘己利他などの、滋賀ならではの理念（滋賀のイズム）を大切にします。

③「琵琶湖」を切り口とした 2030 年の持続可能社会へ向けた目標（ゴール）である、マザーレイクゴールズ（MLGs）の考え方を大切にします。

------------------------------------------------------------------------------------

この「シガリズム」を本県における観光の共通コンセプトとすることで、観光事業者だけでなく、農林水産業や地場産業等の事業者や、環境、文化、スポーツに関係する団体など、多様な関係者の連携を生み出し、地域の価値ある資源を「再発見・再評価」するとともに、それらを磨き上げ、観光資源として活かし、新たなツーリズムを展開します。

（シガリズム観光振興ビジョンより一部抜粋）

3.業務委託期間

契約日～令和７年(202５年)３月３１日

4.事業内容

（１）新規「シガリズム体験」商品造成・販売

県内各地域において、シガリズムや既存のシガリズム体験、キャンペーンのコンセプトを意識しつつ、新たな一般向けの体験型コンテンツ（商品）を造成し、WEB等で販売を開始する。

①造成するコンテンツの個数等

６９商品以上

②造成するコンテンツの種類

造成するコンテンツの種類は以下の２種類に分類すること。

・高付加価値型体験商品 （５種類以上）

コンテンツの価値を深く理解できるターゲットに対して、潜在ニーズの活用などにより、滋賀ならではの要素を含み、かつその価値を高く評価できる内容であり、かつ、事業継続の可能性を高められる適切な価格設定となる体験商品となるもの。

※なお、原則として造成前に委託者の了解を得るよう留意すること。

・一般型体験商品 （６４種類以上）

新規又は既存で提供されている体験型・宿泊型コンテンツで、高付加価値型に比して幅広いターゲットに対し訴求し、気軽に参加できる体験となるもの。

※いずれの種類の商品も造成に当たっては、可能な限り多くの設定日を確保できるよ

　 う留意すること。

※なお、原則として造成前に委託者の了解を得るよう留意すること。

※委託者と協議のうえ、エリアバランスを考慮すること。

③造成するコンテンツのテーマ

高付加価値型体験商品、一般型体験商品のコンテンツの造成にあたっては、以下のテーマを考慮した内容とすること。

●水・びわ湖

琵琶湖の水をはじめとする滋賀の「水」に関するコンテンツ

●朝型または夜型

滋賀への宿泊促進を念頭に置いた、早朝や深夜に実施するコンテンツ

●滋賀ならではの文化

県内日本遺産構成文化財、その他県内有形無形文化財、滋賀ならではの食文化、発酵文化等に関わるコンテンツ

●宿泊関連

宿泊に関わるコンテンツ（滋賀ならではの要素を含むもの）

●俳句、短歌等

滋賀県にゆかりのある俳句や歌枕のある短歌等に関わるコンテンツ

●その他

その他以下の内容に関わるコンテンツ

・自然・環境

・スポーツ・アクティビティ(アウトドア体験等)

・歴史・戦国

・文化・芸術

・産業(農林水産業、地場産業等)

・食・暮らし

④造成の手法等

・地域観光関連団体（市町や観光協会等）と緊密に連絡を取り、体験商品化が可能な地域資源の掘り起こしを行うこと。

・体験実施希望者に伴走し、商品化に向けての体験内容設定、サイト掲載用写真の撮影および文章作成、システム操作支援等についての積極的なアドバイスや運営等を支援すること。

⑤進捗共有等

・造成する商品のリストアップ、着手、「シガリズム体験」への登録・設定概要書のフォーマットの作成等については必ず委託者へ情報を共有し、その承認を受けること。

⑥造成のスケジュール等

・商品造成（販売開始）のスケジュールを提案すること。商品造成スケジュールの作成にあたっては年間を通してバランスの良い商品造成を行えるよう、留意すること。

⑦その他留意点等

・造成する商品にかかるコンプライアンス遵守については受託者において十分に確認法令のみならず社会的倫理や規範等に逸脱する行為の無いよう留意すること。

・本事業の委託料を原資とした割引、特典の配布など、個人給付に該当することは実施しないこと。実施する場合は、あくまでも受託者の持ち出しとし、費用については明確に分けること。

・宿泊施設や県内観光事業者等との連携を提案すること。

・販売拡大につながる販売システム（手法）を提案すること。

・本委託業務で造成した各コンテンツの、売上金額及び販売件数については、実施事業者の同意を得たうえで、業務委託期間終了まで各月ごとに委託者へ報告すること。

・造成するコンテンツには、「シガリズム」という名称を必ず入れること。

・原則として、委託期間終了後も、造成したコンテンツの販売継続ができるよう努めること。

（２）旅マエプロモーション

①４-（１）で造成した「シガリズム体験」の申し込み等につながるような、旅マエのプロモーション方策の実施

・特に高付加価値型体験商品は、話題性が出るようなプロモーションを提案すること。

・万博来訪層（検討層）向けのプロモーションは必ず提案すること。

・既存のシガリズム体験との相互連携の案を提案すること。

（３）旅ナカプロモーション

①４-（１）で造成した「シガリズム体験」を提供する施設等（特に宿泊施設）において、旅行者の旅ナカでのシガリズム体験の予約につながるようなプロモーション方策の実施

・旅ナカでシガリズム体験の予約につながるように、宿泊施設などにおける広報手段を提案すること。

５．成果物等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務 | 成果物 | 納期※１） |
| ⑴新規「シガリズム体験」商品造成 | 設定概要書 | 確定次第都度 |
| 活動状況報告書 | 月ごと |
| 登録写真データ | 登録次第都度 |
| ⑵「シガリズム体験」システム運用にかかる業務 | シガリズム体験販売レポート（売上額を含む） | 月ごと |
| 事業全体 | 実施報告書 既に提出済みのものも含むすべての報告書 | 事業終了後 |

※１）納期は委託者、受託者の協議の上、変更できるものとする。

※２）納品先は以下の住所のとおりとする。

委託者：〒520-0806 滋賀県大津市打出浜２番１号 コラボしが21 ６階

公益社団法人びわこビジターズビューロー TEL：077-511-1530

※３）上表の成果物については全て印刷したもののほか、データでの納品も行うものとする。ただし、印刷物のスキャンを PDF 化したものや、内容があまりにも不鮮明なもの(文字が判別不可能な解像度のもの等)については認めない。

　　　　また委託者が word データやexcel データでの提出を求めた場合は速やかに対応す

　　　　ること。

※４）上表の成果物のほか、実施事業者の連絡先等、本業務を実施する上において受託者が入手した情報については、求めに応じて遅滞なく委託者に提供すること。この場合においても上の※３）の内容は適用するものとする。

6．打ち合わせ等への出席および業務遂行体制の構築

（１）打ち合わせへの出席等

当業務に関わる定例の打ち合わせ（月1回程度実施予定）等に、責任者等が出席すること。

（２）業務遂行体制の構築

当業務を円滑に遂行し得る体制を、以下の内容に基づき構築すること。構築した体制図にまとめ、事業の着手前に委託者に提出し、了承を得ること。

1. 当業務委託の全体責任者及び副全体責任者の配置
2. 当業務委託の全体を取りまとめる担当者の配置

③　各業務の担当者及び副担当者の配置 ※（業務間の兼任は可とする）

7．運営管理

　 受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業時の進歩状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。

　 運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけではなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

8．他のシガリズム関連事業との連携

　受託者は、本事業を（仮称）シガリズム観光誘客キャンペーンを構成する事業の一つとするため、キャンペーンのメイン事業である観光PR事業の受託者と綿密な連絡を取りつつ、連携して推進できるよう留意すること。

観光ＰＲ事業の受託者は、決定した後に連絡する。

9．委託業務の進め方

（１）受託者は、本業務の実施にあたり、本事業の趣旨等を理解するとともに、委託者と連携を密にし、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに報告し、その都度、委託者と協議し、その指示を受けなければならない。

（２）受託者は、本業務着手前に、全体の行程や作業方針および各業務の企画内容についてあらかじめ委託者の承諾を受けるものとする。

（３）事業の確実な実行を担保するため、契約後速やかに打合せを開催する。また、その後も定期的にミーティングを行い、事業進捗状況の報告とあわせて今後の予定についても情報共有を行うこと。

（４）受託者は委託者の求めに応じて、本業務実施の途中における成果の報告をしなければならない。

（５）本業務の実施に際し、委託者は、必要な資料等を可能な限り受託者に提供または貸与するものとする。

10.機密保持・個人情報保護

（１）本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（２）受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

（３）この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を委託者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

（４）本業務の遂行のために委託者が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに委託者に返却すること。

（５）本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

（６）本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

11．留意事項

（１）成果品の所有権、著作権（著作権法第27 条・第28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権、肖像権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

（２）成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

（３）委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

（４）受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じ、委託者より随時提供する。なお、提供した資料等の複製・複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。

（５）受託者は、本業務における成果品および業務作成上の資料等に文献その他の資料を引用する場合は、その出典を明記するものとする。

（６）電磁媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

（７）受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、委託者が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。

（８）受託者は、業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

（９）受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、委託者は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。

（10）その他業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

（11）本業務履行のための受託事業者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費および契約費の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に委託者と協議を行うこと。

（12）本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託事業者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

（13）事業の実施をより効果的にするため、各実施時期等の変更について委託者から求めがあった場合は、協議の上臨機応変に対応すること。

（14）この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容について は、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。